

お客さま 各位

2022年9月14日
イオン少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの 入院給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

イオン少額短期保険株式会社(以下「当社」)では、2020年4月から実施している入院の特別取扱(以下「みなし入院」)について、9月26日(月)以降のお支払いの対象を以下のとおり見直します。

| 「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象 |
|---|
| <p>■9月26日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方</p> <ul style="list-style-type: none">・65歳以上の方・入院を要する方・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方・妊娠中の方 |

※9月25日(日)以前に診断された方については、上記の対象の方に限らずお支払いの対象となります。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染症に関する医療機関や保健所の事務負担の軽減につながるよう、宿泊療養・自宅療養による入院給付金のご請求手続きにおいて、医療機関や保健所が発行する療養証明書以外^注でも柔軟にお取扱いしております。また、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。詳細は当社ホームページをご確認ください。

注 2022年9月12日掲載「新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金請求の必要書類変更について」参照